

# 確認事項

2021/10/01

(新型コロナウイルス感染予防関係)

13号

**「感染拡大緊急警報」  
を発令！**

## 1 発令日

**10月1日(金)**

レベル4「緊急事態宣言」からレベル3「感染拡大緊急警報」に移行し、高い警戒レベルは維持

## 2 発令期間

**10月1日(金)～10月10日(日)を目途**

感染状況を踏まえ、10月11日(月)以降は、レベル2「特別警報」に移行

## 「感染拡大緊急警報」の考え方

感染の状況

これまで



**感染が急拡大している緊急警報**

10/1以降



**感染が再び拡大しかねない緊急警報**

・県内外に感染の火種が残されており、引き続き強い警戒が必要

## もしも、発熱などの症状がある場合

地域でかかりつけの医療機関へ電話で相談。(必ず相談の後、医師の指示を受けて受診)

※受診や相談する医療機関に迷う場合は、新型コロナウイルス感染症受診・相談センターへ相談してください。(電話番号 0985-78-5670)

## 感染防止のための確認事項

全国で感染が爆発的に拡大していましたが、少しずつ落ち着いてきています。9月末で緊急事態宣言およびまん延防止措置は全国的に解除されますが感染力の強い変異株などの市中感染等が心配されます。

宮崎県は、10月1日から10日まで県独自の『感染拡大緊急警報』が発令となりますので、今後も気を抜くことなく、マスクの着用やこまめな手洗い・手指消毒、会食の際の注意、3密の回避などの感染予防の徹底に努めて下さい。

これから部活動での大会、大学・専門学校の受験や就職試験などの様々なイベントについては、参加の仕方含め、慎重な行動をお願いします。

また、体調が悪いときは休むなど基本的な感染対策を実践し、各家庭で、「新しい生活様式」の徹底と、「うつらない」「うつさない」ための感染防止行動に努めるようにお願いします。

## 10月1日からの新型コロナウイルス感染症に係る行動制限および留意点について

### 基本的な感染防止対策

- ①マスク着用、手洗いの徹底。
- ②3密の回避。
- ③体調不良時の慎重な行動。
- ④食事のマナーを考える。

### ◇家庭生活および学校生活（授業）での感染予防対策

- (1) 健康管理チェック表を活用した健康管理の実施。
  - 毎日欠かさず検温を行い、健康管理チェック表を提出すること。
  - 健康管理チェック表の健康状況の欄には、咳、痰、鼻水が出る。息苦しさがあるなど具体的症状を記入すること。
  - 《行動履歴表を利用し記録しておく。もしもの場合有効なものとなります。》**
  - ※体調に異常を感じる場合は、必ず担任へ相談しましょう。
- (2) 登下校中や校内では、症状がなくてもマスクを着用する。
- (3) 教室の換気をこまめに行う。（教室の対角線側の窓を開け換気）
- (4) 毎時間の授業開始時に健康観察を行う。
  - ※教科担任が生徒の健康観察を行い、授業を開始する。
- (5) 水分補給をこまめに行い熱中症に留意する。
- (6) マスク着用、三密を避ける、手洗い手指消毒の徹底。（特に食事前）
  - ※泡立てた石鹸での手洗いは、ウイルス対策に効果的です。
  - 【マスクは正しく着用し、顔、マスクの表面を手で触れないように！】**
- (7) 食事中の私語を慎む。**【できるだけしゃべらず早く食事を終えよう！】**
- (8) 教室に入る時は、必ず設置してある廊下および教室の手指消毒で消毒をする。
- (9) 大声での会話は慎む。
- (10) 帰宅後の手洗いを確実にやる。**※帰宅後は30秒程度かけて水と石けんで手を洗う。**

## ◇部活動について

基本的な感染予防対策を実践しながらの練習メニュー、スケジュールを計画し活動する。

○活動前の健康観察の徹底。体調が悪い場合は参加させないこと。

家族に体調不良や発熱、風邪の症状がみられる場合は、保護者の理解を得たうえで練習参加を見合わせるなどの慎重な対応をすること。

○感染防止対策のために

- ・基本的な感染予防対策の徹底（三密回避・換気にも十分な配慮を）
- ・こまめな手洗いを実施（活動前・活動後も）
- ・近距離での大声をだすことなどの飛沫感染防止を徹底。
- ・共有する用具等の消毒。（ボールなど）
- ・水分補給用のボトル・キーパー・コップ・タオル等は個人使用。  
貸し借りや共有はしないこと。
- ・食事については、対面は避け、私語を慎みできるだけ早く食事を済ませるようにする。

○大会や練習試合等へ参加する場合の保護者承諾書について

怪我の防止や感染症を含む病気の予防対策は、主催者や引率顧問が責任をもって行いますが、予防については限界があるということを理解した上で承諾書を提出して頂き、参加願います。（承諾書用紙は部顧問より配布します。）

なお、大会終了後に登校を控えて頂く場合もあります。

## 【遠征・合宿】

○県内について

練習試合・合宿については、感染予防対策を徹底し行うこと。

○県外について

県外の他校との交流は九州内以外は自粛をお願いします。

※ただし、福岡県、沖縄県については慎重をお願いします。

## ◇寮生の帰寮について

県内については通常どおりの帰寮の仕方ですが、家庭での健康観察の徹底をお願いします。

ただし、風邪の症状や発熱がある場合は帰寮できません。

他県からの帰寮については帰省先の感染状況により、経過観察期間やPCR検査等を実施のお願いをすることもあります。

## ◇受験で他県へ移動した場合

基本的には、制限等はしませんが10月10日までは全国の感染状況をみながら慎重な行動をお願いします。

ただし、行先の感染状況により、経過観察期間やPCR検査等の実施をお願いすることがあります。

（東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、大阪、兵庫についてはもうしばらくは慎重に対応します。）

## ◇家庭生活での留意点

○県外へ行った後、健康観察に努め、ささいな症状でも行きつけの医療機関に相談をする。

## 感染状況の区分について

- 宮崎市を感染警戒区域（オレンジ区域）に指定
- その他の圏域・市町村は感染状況に応じた区分に変更

### 【指定期間】

10月1日（金）～10月10日（日）を目途

※終期は、感染状況を見極めて判断

| 圏域ごとの感染状況の区分        |                                                                           |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 区分                  | 一例（以下を目安として、総合的に判断）                                                       |
| 緑                   | 感染未確認圏域<br>・新たな感染者が確認されていない<br>・感染者が入院又は療養した日の翌日から起算して14日間を経過している         |
| 黄                   | 感染確認圏域<br>・新規感染者が一定に収まっている                                                |
| オレンジ                | 感染警戒区域（市）<br>・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の発生などにより、国基準ステージ3相当又はそれがある |
| 赤                   | 感染急増圏域<br>・新規感染者の急増や、感染経路不明の例続発、感染者集団（クラスター）の発生などにより、国基準ステージ4相当又はそれがある    |
| 「まん延防止等重点措置」区域（宮崎市） |                                                                           |



9月30日まで



10月1日以降

## 行動要請について

| 内容              | 感染警戒区域（オレンジ区域）                                                                                                                                                                      | その他の圏域（黄圏域・緑圏域）                                                                                                                                                 |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象地域            | 宮崎市                                                                                                                                                                                 | 宮崎市以外の地域                                                                                                                                                        |
| 要請期間            | 10月1日（金）～ 10月10日（日）                                                                                                                                                                 | 10月1日（金）～                                                                                                                                                       |
| 会食の制限           | <ul style="list-style-type: none"> <li>○4人以下、2時間以内</li> <li>○ひなた飲食店認証制度認証店の利用の推奨</li> <li>○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の皆様は、家族などいつも一緒にいる身近な人と</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○大人数、長時間は控えて</li> <li>○ひなた飲食店認証制度認証店の利用の推奨</li> <li>○高齢者、基礎疾患がある方、高齢者施設・障がい者施設・医療機関従事者の皆様は、家族などいつも一緒にいる身近な人と</li> </ul>  |
| イベントの開催制限       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○以下を同時に満たす人数規模に制限</li> <li>・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内</li> <li>・人数上限：5000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方</li> <li>○会食等の場面の制限</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○以下を同時に満たす人数規模に制限</li> <li>・収容率：大声あり50%以内、大声なし100%以内</li> <li>・人数上限：5000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方</li> </ul> |
| 高齢者施設・障がい者施設の面会 | ○対面での面会制限                                                                                                                                                                           | ○対面での面会は、感染対策を徹底の上、人数・時間を最小限で                                                                                                                                   |
| 県外との往来          | ○原則、全都道府県との往来自粛                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                 |
| 県外からの来県         | ○原則、全都道府県からの来県自粛                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                 |